

第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画の概要

資料No. 1
令和2年9月29日 鶴岡市児童福祉審議会

計画の概要

計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。
- 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画です。
- 上位計画である鶴岡市総合計画をはじめ、地域福祉計画、保健行動計画等との整合性を図っています。

計画期間

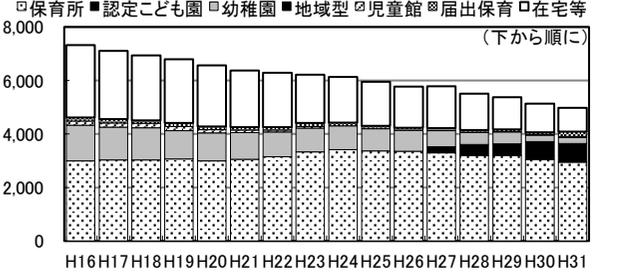
令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画の策定方法

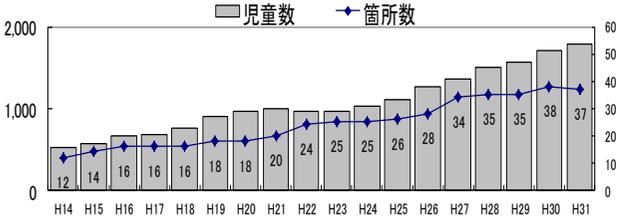
- ニーズ調査の実施(令和元年6月。小学校就学前児童のいる全世帯3,817世帯を対象に実施。有効回答数2,787世帯)
- 子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催
- 児童福祉審議会の開催(令和元年8月、12月、令和2年2月、3月予定)
- パブリックコメントの実施(令和2年3月予定)

本市の子どもをめぐる状況

就学前児童の保育状況の推移(各年4月1日現在)



放課後児童クラブ数と登録児童数の推移



基本理念

基本理念

恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし
子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡

基本目標① 安心して子育てができる環境をつくります

- 基本施策 1-1 妊娠・出産期への支援
- 基本施策 1-2 子どもの心と体の健康づくりの推進

基本目標② 全ての子ども達の健やかな成長を支えます

- 基本施策 2-1 多様な子育て支援サービスの充実
- 基本施策 2-2 障害児施策の充実
- 基本施策 2-3 要保護児童等への支援
- 基本施策 2-4 ひとり親家庭の自立支援の推進と貧困対策

基本目標③ 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します

- 基本施策 3-1 就学前教育・保育の充実
- 基本施策 3-2 放課後児童の居場所づくりの推進

基本目標④ 社会全体で子どもの育ち・子育てを支援します

- 基本施策 4-1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの促進

事業計画 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 全ての子育てで家庭を支援するため、ニーズに応じて提供体制の充実を図ります。 13事業

事業	令和6年度(計画終了年度)	
	ニーズ量	確保量
放課後児童クラブ	2,216人	1,836人 (38支援単位)
病児保育事業	3,721人日	3,500人日

※ニーズ量に対して確保量が不足しているのは、上の2事業です。利用者支援事業/延長保育事業/ショートステイ/乳児家庭全戸訪問事業/養育支援訪問事業/地域子育て支援拠点事業/一時預かり事業/ファミリー・サポート・センター事業/妊婦健康診査事業/実費徴収に係る補給給付事業/多様な主体による参入促進事業 は、現在の体制を維持するなどして提供していきます。

事業計画 幼児教育・保育の充実

- 教育・保育ニーズを適切に把握し、安心して子どもを預けられる環境を整備します。

認定区分・年齢	対象事業	令和6年度(計画終了年度)	
		ニーズ量	確保量
3号認定(0歳児・保育)	保育所、認定こども園、地域型保育	464人	397人
3号認定(1-2歳児・保育)	保育所、認定こども園、地域型保育	1,153人	1,170人
2号認定(3-5歳児・保育)	保育所、認定こども園	1,747人	2,090人
1号+新2号認定(3-5歳児・教育・保育)	認定こども園、幼稚園	199人	687人
1号認定(3-5歳児・教育)	認定こども園、幼稚園	181人	

- 質の高い幼児教育・保育を提供するため、専門性の向上、研修、自己評価・外部評価、処遇改善、人材確保等の取組みを推進します。
- 延長保育事業や病児保育事業、一時預かり事業など保育サービスの拡充を図ります。また、これらのサービスを必要な際にスムーズに利用できるよう、丁寧な情報提供を行います。
- ニーズ調査で要望が多かった休日保育事業の実施について、検討を進めます。
- 認定こども園への移行については、地域の教育・保育ニーズを踏まえたうえで移行の必要性を判断します。保育ニーズが見込まれる場合は、2・3号認定の定員減少を避けることを基本とします。
- 少子化に伴う保育ニーズの縮小について、教育・保育施設の定員調整を優先しつつ、事業形態の見直しや体制の再編等を検討していきます。このほか、集団の中での子どもの育ちを保障するため他の保育所と交流・連携するなどの改善策や、保育所と放課後児童クラブや高齢者福祉施設と事業を複合化するなど、総合的な地域福祉の視点からも体制強化を図る必要があります。